

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和3年9月

(一部変更 令和5年9月)

那 須 町

目 次

第1	農業経営基盤強化の促進に関する目標	1
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	4
1	個別経営体	4
2	組織経営体	8
第2-2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の 類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	9
1	個別経営体	9
2	組織経営体	12
第3	農業を担う者の確保及び育成に関する事項	
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	12
2	町の取り組み	12
3	関係機関との連携・役割分担	13
4	就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	13
第4	効率的かつ安定的な農業経営体への農用地の利用集積目標その他農用地の 効率的かつ総合的な利用に関する事項	14
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	14
2	効率的かつ安定的な農業経営の育成経営体数の目標	14
3	農用地の利用関係の改善に関する事項	14
(1)	農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状	14
(2)	今後の農用地等の見通し及び将来の農地利用のビジョン	15
(3)	関係団体等との連携体制	15
4	地域計画（策定前にあたっては実質化された人・農地プラン）との一体的な運用に 関する基本的な事項	15
5	経営改善計画の目標達成に向けた支援に関する事項	15
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	16
1	地域計画推進事業に関する事項	16
(1)	協議の場の開催時期	16
(2)	協議の場の情報提供の方法	16
(3)	協議の場の参加者	16
(4)	相談窓口	16
(5)	地域計画の区域の基準	16

(6) 地域計画の策定の進め方	16
2 利用権設定等促進事業に関する事項	17
(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件	17
(2) 利用権の設定等の内容	18
(3) 開発を伴う場合の措置	19
(4) 農用地利用集積計画の策定期限	19
(5) 要請及び申出	19
(6) 農用地利用集積計画の作成	20
(7) 農用地利用集積計画の内容	20
(8) 同意	21
(9) 公告	21
(10) 公告の効果	21
(11) 利用権の設定等を受けた者の責務	21
(12) 紛争の処理	22
(13) 農用地利用集積計画の取消し等	22
3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他	
農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	22
(1) 農用地利用改善事業の実施の促進	22
(2) 区域の基準	22
(3) 農用地利用改善事業の内容	23
(4) 農用地利用規程の内容	23
(5) 農用地利用規程の認定	23
(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定	24
(7) 農用地利用改善団体の勧奨等	24
(8) 農用地利用改善事業の指導、援助	25
4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う	
農作業の実施の促進に関する事項	25
(1) 農作業の受委託の促進	25
(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等	26
5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	26
(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携	26
(2) 推進体制等	26
第6 その他	27

第1 農業経営基盤強化の促進に関する目標

1 那須町（以下「町」という。）は、栃木県の北部に位置し、自然景観に恵まれた那須連山の西部地域は観光地として親しまれており、その山麓は酪農と和牛繁殖などの畜産地帯となっている。また、中央部の平坦地は水田地帯として、東部の八溝地域は林業と水稲、和牛繁殖の複合地帯となっている。しかし近年では、水稲を中心とした経営の複合化が進むとともに、一部の農家では施設園芸の導入も盛んとなっている。

2 町の農業構造については、水稲、酪農を中心とした農業が主体であるが、土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化し、地域の農地の荒廃につながる恐れがある。こうした中でも、農地の資産的保有傾向が強く、兼業農家から経営規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速な農地の流動化が進む可能性が高まっている。

一方、中山間地域である伊王野・芦野地区などにおいては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴い、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地が、遊休農地として近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手の規模拡大が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

3 町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成するほか、商工業者等との連携や農業者自らが加工・販売する6次産業化の取組による高付加価値化等により、農業の新たな魅力と価値を創造し、農業を成長産業として発展させていくことが重要と考え、生産性の向上や需要に即応した商品づくり、販路開拓など自らの創意工夫と判断により経営の高度化に取り組む先進的な農業経営体の育成を同時に図ることとする。

さらに、地域計画（策定前にあっては実質化された人・農地プラン）に基づき、担い手への農地集積による土地利用型農業の体質強化を図るとともに、農業従事者の高齢化や後継者不足等による農地の遊休化を防止する施策を講じ、農地の有効活用を目指していく。

具体的な経営の指標は、町及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得及び年間労働時間の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指すため、その目標を次のとおり設定する。

年間農業所得	500万円	（一経営体当たり）
年間労働時間	2,000時間	（主たる従事者一人当たり）

4 町は、将来の本町農業を担う意欲と能力のある農業者又は農業に関係する団体が、地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

(1) 町、那須町農業委員会（以下「農業委員会」という。）、（一財）那須町農業公社（以下「農業公社」という。）等で構成する那須町地域担い手育成総合支援協議会（以下「担い手協議会」という。）を設置し、認定農業者（個別経営体、組織経営体）又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の重点的指導及び研修会の開催等を行う。

特に、大規模畜産を目指す農業経営が展開しつつある那須地区においては、適切な資金計画を立てていくため、日本政策金融公庫宇都宮支店の参画を仰ぎつつ、金融機関の融資担当者等による資金計画に係る研修、指導を実施する。

また、稲作単一からの脱却を図ろうとする町中央部の水田地帯や中山間の伊王野・芦野地区においては、市場関係者や全農栃木県本部の参画を得つつ、マーケティングを行い、産地化をねらいとした戦略的振興作目の指導を行うことで、水稻と組み合わせた複合経営の発展に結びつけるよう努める。

なお、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

(2) 農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、現在実施している農業委員会を核とした農用地の利用集積に係る情報の収集・分析活動を一層活発化し、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。このような土地利用調整を全町的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

(3) 水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進し、農用地利用改善団体の設立を目指す。地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにする。特に認定農業者等担い手が不足する地域においては、特定農業法人及び特定農業団体制度についての普及・啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進する。

(4) (3) の農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、各関係機関と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、栃木県那

須農業振興事務所（「以下「農業振興事務所」という。）の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

- (5) 生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農業生産法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、中山間地域である伊王野・芦野地区においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人や特定農業団体の設立を図る。

- (6) 農業生産の重要な担い手である女性農業者については、集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参画・協力を促進する。
- (7) 高齢化等の進展により、担い手の確保が困難となる地域では、集落営農組織間の連携・合併等の再編の推進や広域的な農業経営を行う法人等の設立、地域との調和に配慮した企業の農業参入を推進する等、地域農業を維持する担い手とそれを支える多様な人材の確保・育成を図る。

- (8) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

- (9) 次に掲げる事項の全てが確認できる場合にあっては、複数の者による経営改善計画の認定の共同申請を認めることとする。

ア 認定申請者がすべて同一の世帯であること、又はかつて同一の世帯に属していた者。

イ 家族経営協定等の取決めが締結されており、その中で、当該農業経営から生ずる収益が当該認定申請者のすべてに帰属すること、及び当該農業経営に関する基本的事項について当該認定申請者のすべての合意により決定することが明確化されていること。

ウ 当該家族経営協定等の取決めが遵守されていること。

- 5 町は、本町農業の持続的な発展に向け、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を図るための支援を積極的に実施する。

- (1) 新たに農業を営もうとする青年等の状況については、令和5年度の新規就農者は2人であり、減少傾向となっている。こうした中、本町農業の持続的な発展に向け、新規就農者を年間5人確保することを目標とする。なお、雇用就農者についても、積極的に支援の対象とする。

- (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標としては、本町他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間）の水準を達成しつつ、農業経営開始か

ら5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（主たる従事者1人あたりの年間農業所得200万円以上）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた町の取組としては、町内外での就農情報の収集及び発信、就農相談会を行うほか、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、栽培技術や農業経営面については、農業振興事務所、各農業協同組合、認定農業者や農業士等の技術・経営力に優れた農家と連携を図り、効率的かつ計画的な研修が可能な体制を整備する。

また、雇用就農の受け皿となる法人を増加させるため、優良な個人経営体等の法人化を積極的に推進する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1の1から4に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に町及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

1 個別経営体

NO	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理方式	農業従事態様等
1	水稲 +麦 +大豆	(作付面積等) 水稲 7.5ha 麦 3.5ha 大豆 3.5ha (経営面積) 11.0ha	(資本装備) トラクター 1台(35ps) 田植機 1台(6条) コンバイン 1台(4条) 乾燥機 2基(30石)又はRC利用 (その他)麦、大豆は団地化された農用地における二毛作	複式簿記の活用 青色申告の実施 パソコンの活用	休日制の導入 臨時雇用の導入 家族経営協定の締結
2	水稲 +和牛繁殖	(作付面積等) 水稲 4.0ha 和牛繁殖 30頭 (年出荷20頭) 飼料作物2.2ha (経営面積) 6.2ha	(資本装備) トラクター 1台(35ps) 田植機 1台(4条) コンバイン 1台(3条) 乾燥機 1基(24石) 又はRC利用 牛舎 300㎡ 堆肥舎 1棟	同 上	同 上

NO	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理方式	農業従事態様等
3	水稲 +和牛繁殖 +和牛肥育	(作付面積等) 水稲 3.5ha 和牛繁殖 30頭 (年出荷15頭) 肥育牛 20頭 (年出荷10頭) 飼料作物3.0ha (経営面積) 6.5ha	(資本装備) トラクター 1台 (35ps) 田植機 1台 (4条) コンバイン 1台 (3条) 繁殖牛舎 260㎡ 肥育牛舎 300㎡ 堆肥舎 1棟 乾燥機についてはRC利用	同 上	同 上
4	水稲 +酪農	(作付面積等) 水稲 3.0ha 経産牛 20頭 育成牛 5頭 飼料作物3.0ha (経営面積) 6.0ha	(資本装備) トラクター 2台 (28・68ps) 田植機 1台 (4条) コンバイン 1台 (3条) 乾燥はRC利用 牛舎 (バンククリーナー) 320㎡ 堆肥舎 1棟 尿溜 1基 サイロ 1棟 (300㎡) 飼料作物は団地化された農用地利用	同 上	同 上
5	ばら +水稲	(作付面積等) ばら 0.3ha 水稲 2.0ha (経営面積) 2.3ha	(資本整備) トラクター 1台 (20ps) 鉄骨ビニールハウス 3棟 (3,000㎡) 管理機 1台 作業舎 70㎡ 保冷庫 田植機 1台 (4条) 水稲は一部委託	同 上	同 上
6	花き等 +水稲	(作付面積等) カーネーション スプレー菊 等 0.4ha 水稲 1.5ha (経営面積) 1.9ha	(資本装備) 鉄骨ビニールハウス 2棟 (2,000㎡) ビニールハウス 2,000㎡ 灌水施設 3,000㎡ 保冷庫 田植機 1台 (4条) 水稲は一部委託	同 上	同 上

NO	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理方式	農業従事態様等
7	夏秋なす +水稲	(作付面積等) 夏秋なす0.5ha 水稲 3.7ha (経営面積) 4.2ha	(資本整備) トラクター 1台(28ps) 田植機 1台(4条) コンバイン 1台(3条) 乾燥機 1基(24石) 又はRC利用 なすは団地化された農用地利用	同上	同上
8	アスパラガス +水稲	(作付面積等) アスパラガス 0.4ha 水稲 4.2ha (経営面積) 4.6ha	(資本整備) トラクター 1台(28ps) 田植機 1台(4条) コンバイン 1台(3条) 乾燥機 1基(24石) 又はRC利用 アスパラガスは団地化された農用地利用	同上	同上
9	ねぎ +水稲	(作付面積等) ねぎ(ハウス) 0.2ha ねぎ(露地) 0.3ha 水稲 3.3ha (経営面積) 3.8ha	(資本整備) トラクター 1台(28ps) 田植機 1台(4条) コンバイン 1台(3条) 乾燥機はRC利用 ロータリー 1台(1.7㎡) ロボットスプレーカー 1台 ねぎは団地化された農用地利用	同上	同上
10	いちご +水稲	(作付面積等) いちご 0.3ha 水稲 2.0ha (経営面積) 2.3ha	(資本整備) トラクター 1台(28ps) 田植機 1台(4条) コンバイン 1台(3条) ビニールハウス 3,000㎡ 予冷設備 いちごは団地化された農用地利用 乾燥機はRC利用	同上	同上

NO	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理方式	農業従事態様等
11	酪農	(作付面積等) 経産牛 30頭 育成牛 10頭 飼料作物 5.0ha (経営面積) 5.0ha	(資本装備) 牛舎(バーンクリーナー) 350㎡ 堆肥舎 1棟 尿溜 1基 サイロ 1棟(400㎡) トラクター 1台(68ps)	同上	同上
12	酪農 +和牛繁殖 +ET和牛	(作付面積等) 経産牛 25頭 育成牛 10頭 ET和牛 10頭 飼料作物5.0ha (経営面積) 5.0ha	(資本装備) 牛舎(バーンクリーナー) 350㎡ 堆肥舎 1棟 尿溜 1基 サイロ 1棟(400㎡) トラクター 1台(68ps)	同上	同上

2 組織経営体

N0	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理方式	農業従事態様等
1	水稲 + 麦 + 大豆	(作付面積等) 水稲 30 h a 二条大麦 16 h a 大豆 16 h a (経営面積) 46 h a (借地18 h a)	(資本装備) トラクター 2台 (55・60 p s) 田植機 2台 (6条) コンバイン 2台 (4条) 乾燥機 2基 (60石) (その他) 麦、大豆は水田作とし、団地化された農用地における二毛作	複式簿記の活用 青色申告の実施	休日制の導入 臨時雇用の導入
2	酪農	(作付面積等) 経産牛 120頭 育成牛 40頭 飼料作物 13 h a	(資本装備) トラクター 3台 (60・90・90 p s) フリーストール牛舎 育成舎 (フリーストール) ミルクパーラー 自動混合給餌機 1基 サイロ 1基 (900m ²) 発酵処理施設 1棟 飼料庫 1棟	同 上	同 上
3	肉用牛	(作付面積等) 交雑種肥育牛 1,000頭 (年出荷600頭)	(資本装備) 肥育牛舎 7,000m ² 堆肥舎 1,000m ² トラクター 1台 (60 p s)	同 上	同 上
4	養豚	(作付面積等) 繁殖豚 250頭 (年出荷6,000頭)	(資本装備) 繁殖豚舎 600m ² 5棟 種雄豚舎 300m ² 2棟 育成豚舎 200m ² 2棟 子豚舎 330m ² 2棟 分娩豚舎 145m ² 1棟 肥育豚舎 2,265m ² 6棟 飼料庫 160m ² 1棟 糞尿処理施設 (ハウス) 1基	同 上	同 上

(注) 組織経営体においては、その前提となる労働力構成を主たる従事者4名と想定した。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の5に示した目標の達成を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、現に町内で展開している優良事例を踏まえつつ、主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

1 個別経営体

NO	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理方式	農業従事態様等
1	水稻+ 麦+大 豆	<作付面積等> 水稻 3.0ha 麦 1.5ha 大豆 1.5ha <経営面積> 4.5ha	<資本装備> ・トラクター（35ps） 1台 ・田植機（4条植） 1台 ・コンバイン（3条刈） 1台 ・乾燥機（25石）2台又はCE, R C利用 <その他> ・麦、大豆の二毛作とする ・作付の団地化	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・労働力 2名 ・役割分担の明確化 ・臨時雇用の導入
2	水稻+ 軟化うどん	<作付面積等> 水稻 2.0ha 軟化うどん 1.0ha <経営面積> 3.0ha	<資本装備> ・トラクター（35ps） 1台 ・田植機（4条植） 1台 ・コンバイン（3条刈） 1台 ・乾燥機（32石）1台又はCE, R C利用 ・うどん堀取機 1台 ・うどん定植機 1台 ・ハウス 100㎡ ・保冷庫（1坪） 1基 <その他> ・作付の団地化	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・労働力 2名 ・役割分担の明確化 ・臨時雇用の導入
3	いちご	<作付面積等> いちご 0.15ha <経営面積> 0.15ha	<資本装備> ・パイハウス 1,500㎡ 自動換気・カーテン装置 夜冷施設・予冷施設 畝上機 1台 <その他> 出荷規格の簡素化	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・労働力 2名 ・役割分担の明確化 ・臨時雇用の導入

NO	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理方式	農業従事態様等
4	夏秋なす	〈作付面積等〉 なす 0.25ha 〈経営面積〉 0.25ha	〈資本装備〉 ・トラクター（25ps） 1台 ・支柱用パイプ	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・労働力 2名 ・役割分担の明確化 ・臨時雇用の導入
5	夏秋トマト	〈作付面積等〉 トマト 0.3ha 〈経営面積〉 0.3ha	〈資本装備〉 ・パイプハウス 3,000㎡	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・労働力 2名 ・役割分担の明確化 ・臨時雇用の導入
6	冬春トマト	〈作付面積等〉 トマト 0.15ha 〈経営面積〉 0.15ha	〈資本装備〉 ・連棟ハウス 1,500㎡ ・灌水施設 1,500㎡ ・暖房機 一式	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・労働力 2名 ・役割分担の明確化 ・臨時雇用の導入
7	にら	〈作付面積等〉 にら 0.2ha 〈経営面積〉 0.2ha	〈資本装備〉 ・パイプハウス 2,000㎡ ・にら袴取機 1台	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・労働力 2名 ・役割分担の明確化 ・臨時雇用の導入
8	アスパラガス	〈作付面積等〉 アスパラガス 0.2ha 〈経営面積〉 0.2ha	〈資本装備〉 ・パイプハウス 2,000㎡ ・保冷库（0.5坪） 1台	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・労働力 2名 ・役割分担の明確化 ・臨時雇用の導入

NO	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理方式	農業従事態様等
9	ねぎ	〈作付面積等〉 秋冬ねぎ 0.3ha 夏ねぎ 0.2ha 〈経営面積〉 0.5ha	〈資本装備〉 ・トラクター (25ps) 1台 ・管理機 1台 ・ねぎ剥き機 1台	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・労働力 2名 ・役割分担の明確化 ・臨時雇用の導入
10	スプレー菊	〈作付面積等〉 スプレー菊 0.15ha 〈経営面積〉 0.15ha	〈資本装備〉 ・ハウス 1,500㎡ ・灌水施設、暖房機 1,500㎡	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・労働力 2名 ・役割分担の明確化 ・臨時雇用の導入
11	酪農	〈飼養頭数等〉 成牛 20頭 育成牛 8頭 飼料作物 4ha 〈経営規模〉 成牛 20頭	〈資本装備〉 ・牛舎 200㎡ (バーンクリーナー方式) ・トラクター(60ps) 1/4台 ・トラクター(30ps) 1台 ・堆肥舎 120㎡ ・尿溜 1基	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・労働力 2名 ・役割分担の明確化 ・臨時雇用の導入
12	肉専用 種繁殖 +水稲	〈飼養頭数等〉 成牛 15頭 育成牛 3頭 飼料作物 1.0ha 水稲 2.0ha 〈経営規模〉 年間出荷子牛 頭数 12頭	〈資本装備〉 ・牛舎 150㎡ ・トラクター(35ps) 1台 ・堆肥舎 50㎡ ・田植機(4条) 1/2台 ・コンバイン(2条) 1/2台 ・乾燥はRC,CEを利用	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・労働力 2名 ・役割分担の明確化 ・臨時雇用の導入
13	肉専用 種肥育	〈飼養頭数等〉 成牛 40頭 年間出荷頭数 25頭	〈資本装備〉 ・牛舎 300㎡ ・トラクター(28ps) 1台 ・堆肥舎 1棟	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・労働力 2名 ・役割分担の明確化 ・臨時雇用の導入

(注) 個別経営体に係る各営農類型ごとの農業経営の指標について、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1人、補助従事者1人としている。

2 組織経営体

NO	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
1	水稻+ 麦+大豆	<作付面積等> 水稻 6.0ha 麦 3.0ha 大豆 3.0ha 作業受託（水稻基 幹3作業） 4.0ha <経営面積> 水田 9.0ha	<資本装備> ・トラクター2台（34・40ps） ・田植機2台（6条） ・コンバイン2台（4条） ・乾燥機（40石）2台又はRC,C E利用 ・大豆収穫機、選別機 1/3台 <その他> ・麦、大豆の二毛作とする ・作付の団地化	・経営体の体質強 化のための自己 資本の充実 ・青色申告の実施 ・PCを活用した経 営管理	・主たる農業従事者 2名 ・給料制の導入 ・社会保険等の加入 ・春秋の農繁期におけ る臨時雇用従事者の 確保

第3 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

町は、持続可能な農業を推進するため、効率的かつ安定的な経営を目指し、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、とちぎ農業経営・就農支援センター（以下「支援センター」という。）、農業振興事務所、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入れ体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

2 町の取り組み

町は新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業振興事務所や農業協同組合など関係機関・団体と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあ

っせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。

さらに、町が策定する地域計画（策定前にあつては「実質化された人・農地プラン」）に地域の農業を担う者として位置付けられるよう促すとともに、国の農業次世代人材投資事業、青年等就農資金の積極的な活用を推進することにより、さらに安定的な経営体への成長を促す機会の提供等を行う。

本町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担

本町は、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ①県農業会議、県農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ②個々の集落（地域計画（策定前に当たっては、実質化された人・農地プラン）の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

町は、農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市町村の区域内において後継者がいない場合は、県及び支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう支援センター、県農地中間管理機構、市町村農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営体への農用地の利用集積目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標は次のとおりとする。

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

○効率的かつ安定的な農業経営体への農用地の利用集積目標

効率的かつ安定的な農業経営体への農用地の利用集積目標	備考
80%	

(注) 集積目標には、基幹的農業（水稻については、耕起・代かき、田植、収穫、その他の作物については、耕起、播種、収穫等）を3作業以上実施している農作業受託面積を含む。

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の集積化の目標

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に基づく農地中間管理事業の活用等により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の集積化を推進する。

2 効率的かつ安定的な農業経営の育成経営体数の目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア80%を確保するために、営農類型ごとに育成すべき経営体数の目標は次のとおりである。

経営形態	育成経営体数の目標
個別経営体	240
組織経営体	30
育成経営体数合計	270

3 農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

町では、平坦部においては水稻を主体の土地利用型農業が営まれ、山麓地帯においては酪農、和牛繁殖等の畜産農業が盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり農作業の効率化が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

(2) 今後の農用地等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。そのため担い手育成及びその者への農用地の利用集積を推進するための施策・事業の実施を図っていく。

(3) 関係団体等との連携体制

町では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農業公社等が連携して施策・事業等の推進を実施する。関係機関が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農地の集積を加速させていく。

4 地域計画（策定前には実質化された人・農地プラン）との一体的な運用に関する基本的な事項

地域計画（策定前には実質化された人・農地プラン）に位置付けられた、今後の地域の中心となる経営体（以下「中心経営体」という。）は、地域農業の担い手として認知されていることから、中心経営体から経営改善計画の認定申請があった際には、認定されるよう配慮するとともに、認定農業者が中心経営体に位置付けられるよう、指導・助言・情報提供等を行うものとする。

また、町は地域計画（策定前には、実質化された人・農地プラン）が適切に遂行されるよう、関係機関との連携を強化の上、必要な検証・支援等を行う。

5 経営改善計画の目標達成に向けた支援に関する事項

認定農業者が経営改善計画に沿って経営改善が図られるよう、経営改善計画の最終年における目標達成に向けて、関係機関・団体等が連携して指導・助言等の支援を行うものとする。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

町は、栃木県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営体を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画促進事業
- ② 利用権設定等促進事業(地域計画策定までの経過措置に限る)
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 地域計画推進事業

1 地域計画推進事業に関する事項

(1) 協議の場の開催時期

幅広い農業者の参画を図るため、稲作、酪農等の繁忙期を避けて設定する。

(2) 協議の場の情報提供の方法

幅広い農業者の参画を図るため、町の広報やホームページへの掲載に加え、関係機関にも協力を依頼し、情報提供を行っていく。

(3) 協議の場の参加者

参加者については、区域内で営農している農業者をはじめ、多くの関係機関が参加するよう努めることとし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

(4) 相談窓口

協議の場の参加者等から協議事項に係る問い合わせへの対応を行うための窓口を農林振興課に設置する。

(5) 地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農地等が含まれるように設定し、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農地として維持することが困難な農地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(6) 地域計画の策定の進め方

地域計画の策定に当たっては、関係機関と密に連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づい

て利用権の設定等が行われていることを確認する。

2 利用権設定等促進事業に関する事項(地域計画策定までの経過措置に限る)

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依じてそれぞれ定めるところによる。
 - ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。
 - (ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - (イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
 - (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
 - (エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。
 - (オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)及び(エ)に掲げる要件）のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
 - イ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用できると認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う

農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業及び法第7条第1項第1号に規定する農地売買等事業を行う農地中間管理機構、農業公社又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは、農地中間管理機構、農業公社又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 賃借権または使用貸借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ 那須町長への確約書の提出や那須町長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

（2）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農業公社及び農地中間管理機構を除く。）から改正前の「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号経営局長通知）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、那須町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 町の全部又は一部をその事業実施区域とする農業公社は、その事業実施区域

内の農用地の利用集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

- ⑤ ②から④に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 町は、(5)の②から④の規定による農業公社、農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けべき者の備えるべき要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積((1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係

- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が（１）の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
- ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合には、賃借権又は使用貸借の解除をする旨の条件
- イ その者が毎年、翌年度の６月末までに年度末までの事業の状況その他農林水産省令で定める事項について農業委員会に報告しなければならない旨
- ウ その者が、賃借権又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
- (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
- (イ) 原状回復の費用の負担者
- (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
- (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、（７）の②に規定する土地ごとに（７）の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地についての利用権（その存続期間が５年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有するものの同意については、当該土地について２分の１を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は（５）の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち（７）の①から⑥までに掲げる事項を町の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

町が（９）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 那須町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人が行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 町は、次に掲げるいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定により公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 町は、②の規定により取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を公告する。

④ 町が③の規定により公告したときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。ただし、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障をきたさない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができるものとする。

（3）農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、（2）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

（4）農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

（5）農用地利用規程の認定

① （2）に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」様式第4号の農用地利用規程認定申請書を町に提出して、農用地利用規程について町の認定を受けることができる。

② 町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第3項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ （4）の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を町の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団

体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

① 町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

③ 町は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業振興事務所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、農業公社等の指導、助言を求めてきたときは、担い手協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

４ 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

（１）農作業の受委託の促進

町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

① 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料

金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

町は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ① 町は、ライスセンター、カントリーエレベーター、野菜集出荷施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。
- ② 町は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作と麦・大豆・飼料作物等の生産を通じて望ましい経営の育成を図ることとする。特に地域の土地利用の見通しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。
- ③ 町は、圃場整備事業及び集落排水事業等の環境整備事業の実施を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。
- ④ 町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする
- ⑤ 町は農地中間管理機構及び業務委託契約を締結する農業公社との連携のもとに、農用地等の所有者、農業経営者等の地域の関係者に農地中間管理事業の趣旨が十分理解され、地域一体となって農地中間管理事業を進めるとの合意形成が行われるよう、農地中間管理事業に関する普及啓発活動を行うものとする。
- ⑥ 町、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び担い手協議会等は農地中間管理事業を促進するため、農業公社に対し、情報の提供及び事業の協力を行うものとする。

(2) 推進体制等

町は、農業委員会、農業振興事務所、農業協同組合、共済組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農業公社、農業再生協議会その他の関係機関と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強

力に推進する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、平成26年2月18日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。
- 3 この基本構想は、令和3年9月30日から施行する。
- 4 この基本構想は、令和5年9月27日から施行する。

別紙1（第5の1（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後について、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行なうものとする。

- （1） 農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行なう農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合。

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することが出来ると認められること。

- （2） 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行なう農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行なうものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を有効的に利用することができると認められること。

- （3） 土地改良法第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行なう法人又は農業近代化資金融資法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙2（第5の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1 存続期間は6年（農業者年金制度関連の場合は6年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて6年とすることが適当でない認められる場合には、6年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の賃借の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のものとして定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払は、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 賃貸を金銭以外のものとして定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき那須町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済費を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃借人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

III 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれの近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有者は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。